

(法務委員会)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)(衆議院

送付)要旨

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、さいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域を変更する。

二、山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町が合併により周南市となることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更する。

三、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の管轄区域等の表示について、所要の整理を行う。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。